

學術行爲の機能と廣がり

——隋・許善心のばあい——

木 島 史 雄

- I はじめに
- II 許善心の出身と履歷
- III 學術行爲の廣がり
 - 1 制禮作樂
 - 2 圖書の整理
 - 3 書物の編纂
 - 4 人事
- IV 結 論

I はじめに

本稿は、許善心という人物の活動を通して、六朝末期から隋にかけての學術を探ることを目的する。

ここ數年、禮社會學という考え方をすすめ、禮學の目的・機能・手法などということを考えてくる中で、禮を含むことはもちろんだが、もっと廣く、學術の全體像をいま少し的確に捉えておくことが必要であることに氣付き始めた。⁽¹⁾

學術した結果を、思想體系や歴史敘述や、あるいは文學作品もしくは古典解釋としてまとめあげ、發表することは當然

のことであり、意義を持つことである。そしてそれらの成果を研究することも、また當然にして意義深いことである。しかしそのように、「成果」に目を向けるだけでなく、成果が生み出される際の「學術行爲」に注目してみることも、あながち無駄ではないのではないか。學術のスタイルと成果の関係や、學術評價の問題など、行爲として學術を捉えることによって見えてくる事柄も多いように思われるからである。

そこで本稿では、「成果」の視點から學術の範圍を區切るのではなく、學術的な「行爲」にはどのようなものがあるのか、つまり「成果」自体は純粹に學術のものと言えなくとも、學術的「行爲」によって生み出されるものに何があるかということなど、「行爲」という視點で學術を捉えなおしてみたいと思う。したがって本稿では、「これこれの著作物を研究」などと、はじめから題材を限定してしまうことはしない。或る成果が生み出される過程に注目して、それが學術的行爲であるかどうかを確かめながら、そしてできるだけ學術的な行爲を漏れこぼしてしまわないよう留意しつつ、學術の全體像を描いてみたいと思う。⁽²⁾

ところで、本稿では假に學術を「古典文獻を中心とする文字資料を読むことを基礎として、そこからある程度の合理性をもって展開する行爲」というほどに考え、餘り嚴密に共通性質を述べるというかたちで内包的な定義をしないこととする。むしろ本稿を通じて學術の廣がりやを、外延的に、つまりは枚舉によって確かめていきたいと思う。またここで文字資料に限定したのは、筆者の能力の偏りにかかることがらであり、天文現象の觀測や考古學的發掘、音樂旋律などを基礎として展開していく學術行爲ももちろん存在する。しかし中國中世の場合、これらの、いっけん自然科學に類すると見える學術行爲も、古典文獻を中心とする文字資料とのかかわりにおいて、論じられることが多い。したがって、ここでとりあげる事どもが學術行爲の全てではないとはいえ、學術の廣がりを見渡すとき、大きくを外れることなく、その考察には十分な意義があると考ええる。

またここでは學術を先のように定義したが、その結果、學術とはこれまで使われていたような經學を中心とするもので

はなく、文獻にかかわるあらゆる行爲の基礎と總體ということになる。⁽³⁾そしてまた、そこから經學や政治學や文學や藝術、そして政策や制度や人事、ひいては手紙のやり取りにいたるまで、文字を仲立ちとするあらゆる行爲に發展する可能性を持ち、そしてそれらに共通して基礎となっているものとしての學術行爲ということにもなる。これまで、このような視點から學術を語ることがなされてこなかったために、文獻學と政治學、もしくは社會思想とのつながりなどということはもちろん、經學、史學、文學などについても、その背後に共通するおおきな文化および文化現象關與能力が存在することを的確にとらえる術がなかった。ここで先のような「學術」という視點を導入することにより、これまで皆が感じていながらぼんやりとしたままであった諸種のつながりを、いくらかでも明確にできればと思う。

⁽⁴⁾ つぎになぜ南北朝末を取り上げるかということについて。これまでの經學史の用語として「漢唐訓詁學」なる物があるが、漢の訓詁學と唐の訓詁學のあいだには、おおきな斷絶がある。その溝は南北朝時代の學術であって、それは訓詁學ではなかった。これまでの漢唐訓詁學という名稱は、せまく經典解釋にだけ焦點を絞ったうえで宋明理學との對比において名附けられたものであり、學術行爲全體を視野にilleて命名されたものではない。南北朝時期の學術は、經典解釋よりも、シンポジウムもしくは對談、論戰に重心を持つものであった。⁽⁵⁾そしてそこから、唐の、正義を始めとする訓詁學への移行をみるのに、南北朝末期は重要な時期である。何故に對談、論戰型の學術が訓詁學へと變化したのか、また學術には、對談や論戰か、訓詁か、二種の形しかありえなかったのか、などということを考えてみると、この南北朝末の學術はとても興味深い。この時代にはいろいろな學術スタイルが並存し、それらが獨自の働きを示していたという點で、非常に示唆に富んでいるからである。

また、先にも述べたように、南北朝と唐とでは、學術のスタイルが異なっている。その相違の原因として學術運用の場の變化を考えることができるか。あるいは逆に學術運用の場の變化は、學術スタイルの變容の結果であるのか。いずれにしても、兩者の關係は深く複雑である。このようなことを考える上でも、南北朝末期の學術は、格好の題材である。さら

に、學術が自律的に變化を引き起こしたのか。あるいは北朝的な政治力優勢の社會趨勢や、學術政策によるのか。これらのことも、學術の實際の運用の検討をとおして新たに知見を得ることができるかもしれないと考えている。

南北朝時代末期から隋末にかけて、様々な學術行爲をこなし、それらを社會に打ち出していった許善心は、以上のような諸點を浮かび上がらせるのに、格好の人物である様に思われる。

II 許善心の出身と履歷

本章では、許善心の出身と官職歷を確認しておくことにする。

許善心（五五八～六一八）は、『陳書』、『南史』、『北史』、『隋書』にそれぞれ本傳が立てられ、また息子である許敬宗の傳のなかでしばしば言及される。

『北史』許善心傳には高陽北新城（現河北省）の人とあるが、もとよりこれは本貫のことであって、彼自身は南朝の生まれである。されば『北史』文苑傳にも、

・時の文人の、當世に稱せらるる者、則はち齊人は、陳人は會稽の虞世基、河東の劉勰、高陽の許善心等なり。

・論に曰はく、王褒、庾信、顔之推、虞世基、劉勰、許善心等、並びに南土の譽望を極め、又た之に加ふるに才名を以つてすれば、其の貴顯と爲ること、固より其れ宜なり。

と、陳人の一人として記述されている。子の許敬宗について『舊唐書』本傳は、杭州新城人と記すから、許善心も實際は杭州新城の出身であつたと思われる。また彼の祖父、父も南朝に仕えて高官であつた。

・祖の懋は、梁の太子中庶子にして、始平、天門の二郡の守、散騎常侍たり。父の亨は、梁に仕へて給事黃門侍郎に至り、陳に在りては羽林監、太中大夫、衛尉卿を歴し、大著作を領す。（『隋書』許善心傳）

なお父の亨が『梁史』を著しかけていたことは許善心の傳に詳しい。

また善心の若年時代の行績としては以下の事柄が傳わる。

・善心九歳にして而して孤となり、母の范氏の鞠養する所と爲る。幼きより聰明にして思理有り、聞く所は輒はち能く誦記し、多聞默識にして、當世の稱する所と爲る。家に舊書萬餘卷有り、皆な徧く通渉す。十五にして文を解屬し、踐して父の友徐陵に上つるに、陵大いに之を奇とし、人に謂ひて曰はく「才調極めて高く、此れ神童なり。」と。〔隋書〕許善心傳〕

残念なことに、彼が受けた教育についてははっきりしないが、先の記事は、彼が家庭でその教養を身につけたことを物語るのであるかもしれない。

陳朝における彼の經歷は以下のとおりである。

・起家して新安王の法曹に除せらる。太子詹事江總、秀才に擧げ、對策して高第たり。度支郎中を授けられ、侍郎に轉じ、撰史學士に補せらる。〔隋書〕許善心傳〕

・禎明二年（五八八）、通直散騎常侍を加えられ、隋に聘せらる。高祖の陳を伐つに遇ひて、禮成るも而れども命に反くを獲ず、累ね表して辭せんことを請ふ。上許さず、賓館に留繫す。〔隋書〕許善心傳〕

まず起家して新安王の法曹となり、當時第一の文化人であり高官でもあった江總のもとで秀才に擧げられ、試験に高第した。そして度支郎中、度支侍郎に任じ、いっぽうで撰史學士にも補せられた。ここで陳から隋へ使いして、隋の「賓館に留繫」されたのである。そして陳滅亡後には、隋に仕えるよう招かれ、懇請を容れて結局任官することとなった。

・陳の亡ぶに及び（五八九）、高祖、使を遣はして之を告ぐ。善心、衰服して西階の下に號哭し、草を藉き東向して、經ること三日たり。敕書もて焉を唁ふ。明日、詔有りて館に就き、通直散騎常侍を拜し、衣一襲を賜ふ。善心哭して哀を盡くし、房に入りて服を改め、復たび出でて北面して立ち、垂涕ながらに再拜して詔を受く。明日に乃はち朝し、伏して殿下に泣き、悲みて興つこと能たはず。上、左右を顧みて曰はく「我、陳國を平らげて、唯だ此の人を獲るの

み。既にして能く其の舊君を懷へば、卽はち是れ我が誠臣なり。」と。敕して本官を以つて門下省に直し、物を賜ふこと千段、草馬二十匹なり。太山に幸するに従ひ、還りて虞部侍郎を授けらる。〔『隋書』許善心傳〕

高祖が「我陳國を平らげて、唯だ此の人を獲るのみ。」と漏らしたというから、よほど見込まれていたのであろう。

善心は、隋・煬帝を殺害した宇文化及に従わなかった筈で殺され、ときに六一歳であつたというから、生まれは陳の武帝の永定二年（五五八）であり、陳の滅亡時（五八九）には三一歳であつた。右に引いた記事に見える通直散騎常侍、直門下省、虞部侍郎の他に、隋時代に就いた官職として以下のものが知られる。

・祕書丞

・開皇十七年（五九七）、祕書丞に除せらる。〔『隋書』および『北史』許善心傳〕

・（仁壽二年＝六〇二、冬十月）己丑、〓祕書丞許善心、〓らに詔して、〓。〔『北史』隋本紀〕

・禮部侍郎

・大業元年（六〇五）、禮部侍郎に轉ず。〔『隋書』および『北史』許善心傳〕

・大業初め、禮部侍郎許善心〓。〔『舊唐書』徐文遠傳、『新唐書』徐曠傳〕

・（大業二年＝六〇六）二月丙戌、〓禮部侍郎許善心、〓らに詔して、〓。〔『北史』隋本紀〕

・許敬宗、〓、隋の禮部侍郎善心の子なり。〔『舊唐書』許敬宗傳〕

・給事中

・許敬宗、〓父の善心は、隋に仕へて給事中爲り。〔『新唐書』許敬宗傳〕

・（義寧二年＝六一八）三月丙辰、〓給事郎許善心皆な害に遇ふ。〔『北史』隋本紀〕

・黃門侍郎

・善心。隋の黃門侍郎なり。〔『新唐書』宰相世系表〕

・仁壽元年（六〇二）、攝黃門侍郎となる。（『隋書』許善心傳）

・大常少卿

・仁壽二年（六〇二）、攝大常少卿を加へられ、牛弘らと共に禮樂を議定し、祕書丞、黃門は、並びに故の如し。（『隋書』許善心傳）

・巖州刺史

・仁壽四年（六〇四）、京師に留守す。高祖、仁壽宮に崩ずるに、煬帝、喪を祕して發せず、先づ留守の官人を易ふれば、出でて巖州刺史に除せらる。漢王諒の反むくに逢ひて、官に之かず。（『隋書』許善心傳）

・給事郎

・（王）述、御史に諷して之を劾せしむれば、給事郎に左遷され、品二等を降さる。（『隋書』許善心傳）

・其の年（大業七年＝六一一）、復た徵されて守給事郎と爲る。（『隋書』許善心傳）

・免官

・（大業）七年（六一一）、從ひて涿郡に至り、帝、方めて自ら戎を御して以つて東討せむとす。善心、封事を上つりて旨に忤り、官を免ぜらる。（『隋書』許善心傳）

・攝左翊衛長史、建節尉

・（大業）九年（六一三）、攝左翊衛長史となり、從ひて遼に渡り、建節尉を授けらる。（『隋書』許善心傳）

・朝散大夫

・（大業）十年（六一四）、又た從ひて懷遠鎮に至り、加へて朝散大夫を授けらる。（『隋書』許善心傳）

・左親衛武賁郎將

・突厥、雁門を圍むに、攝左親衛武賁郎將として、江南の兵を領して殿省に宿衛す。（『隋書』許善心傳）

・通議大夫

・駕、江都郡に幸し、前勳に追敘して、通議大夫を授けられ、詔して本品に還し、行給事郎となる。（『隋書』許善心傳）
 ・贈左光祿大夫、高陽縣公、諡文節

・（大業）十四年（＝義寧二年＝六一八）、化及殺逆の日、ゝ因りて遂に害せられ、時に年六十一なり。越王の稱制に及びて、左光祿大夫、高陽縣公を贈られ、諡して文節と曰ふ。（『隋書』許善心傳）

以上の經歷を年代順に並べてみれば、

陳朝 新安王法曹、度支郎中、度支侍郎、撰史學士

隋朝 通直散騎常侍、直門下省、五八九～五九五

虞部侍郎 五九五～五九七

祕書丞 五九七～六〇四

攝黃門侍郎 六〇一～六〇四

攝大常少卿 六〇二～六〇四

巖州刺史 六〇四～六〇五

禮部侍郎 六〇五（禮部侍郎許善心 六〇六）

給事郎 六〇五

苑官 六一一

守給事郎 六一一～死

攝左翊衛長史、建節尉 六一三～死

朝散大夫 六一四～死

贈左光祿大夫、高陽縣公、諡曰文節 死

ということになる。ここから明瞭にみて取れるのは、許善心はいちども國子學、太學などの學校、教育に關係する官職に就いていないことである。

III 學術行爲の廣がり

本章では、許善心の活動を通して、當時の學者のなした學術行爲の全體像を浮かび上がらせてみたい。もちろん許善心一人の活動をたどるだけで、當時の學術行爲の全てをカバー出来るわけではないが、少なくとも一人の學者がこれらの行爲にかかわっていたということは明らかにし得るであろうし、また對象をしぼることによって、これらの學術行爲の間の聯關や意識の上での一體性について、逆に鮮明にとらえられるのではないかと思う。ここでは、制禮作樂、圖書の整理、書物の編纂、人事の項目に分けて検討する。

1、制禮作樂

許善心は、隋王朝の典禮を定めるのに大きく與かった。

もっとも早くは、開皇九年（五八九）、つまり陳併合の歲に、許善心らに議して樂を定めんことが命じられている。

・（開皇九年春正月）丙子、賀若弼は陳師を蔣山に敗りて其の將蕭摩訶を獲、韓擒は師を進め建鄴に入りて陳主叔寶を獲、陳國平ぐ。〵辛亥、大赦す。〵得る所の秦漢の三大鍾、越の二大鼓を毀つ。又た亡陳の女樂を設け、公卿等に謂ひて曰はく、「此の聲啼くに似れば、朕これを聞きて甚だ喜こばず、故に公等と與に一たび亡國の音を聴き、俱に永鑒と爲さん焉。」と。〵十二月甲子、太常卿牛弘、通直散騎常侍許善心、祕書丞姚察、通直郎虞世基らに詔して議して樂を定めしむ。（『北史』隋本紀）

・（開皇九年）十二月甲子、詔して曰はく、「朕は祇だ天命を承けて、萬方を清蕩す。百王衰敝の後に於て、兆庶滂俘の日なれば、聖人の遺訓、地を掃いて俱に盡く。制禮作樂は、今や其の時なり。朕、情は古樂に存し、深く雅道を思ふ。鄭衛の淫聲、魚龍の雜戲は、樂府の内、盡く以つて之を除け。今更めて律呂を調べ、改めて琴瑟を張らむと欲す。且つ妙術の精微は、教習に因るにあらず、工人は代よ掌るも、止だ糟粕を傳ふるのみにして、神明の徳を達し、天地の和を論するに足りず。區域の間に、奇才異藝は、天の知し神の授くるものなれば、何の代にか無からん哉。蓋し迹を非時に晦まし、言を所好に昌さんことを俟つならむ。宜しく搜訪して、速かに以つて奏聞す可し。庶はくは、一藝の能を覩て、共に九成の業を就さむことを。」と。仍りて太常牛弘、通直散騎常侍許善心、祕書丞姚察、通直郎虞世基らに詔して議して樂を定め作らしむ。（『隋書』高祖紀下）

・上甚はだ其の議を善みし、弘に詔して、姚察、許善心、何妥、虞世基らと與にて新樂を正定せしむ。（『北史』牛弘傳）
 まず『北史』隋本紀の記事から明らかなように、この度の樂制定は開皇九年の一二月に詔が下つたのだが、その年の正月に、陳が滅び、隋による南北朝統一が完成していた。その際、文帝は、陳の女樂に亡國の兆しを聞き取り、不快を感じるとともに、自らがその轍を蹈まないことを誓つたのであらう。そしてその誓いを實行するために同年一二月、隋朝のための新たな樂の制定を求める詔がくだされた。そこには當然のこととして作樂の意義が述べられており、政治が衰え、世間が浮薄になった今こそ、新たに制禮作樂して世の中を立て直すべきであることをうたう。「述べて作らず」をモットーとして新たな創造に消極的であることの多い中國の人士が、このような積極的な制度更新をかたることは希である、と同時にそこに込められた意氣込みの強さを見て取つてもよからう。ところで言うまでもなく、こゝで行われた「樂を定める」という行爲は、たんなる儀式の飾り物として音樂を定めるといふのでなく、もちろん音樂藝術として作曲を行うことでもなく、新たな統一王朝＝隋王朝の樹立を打ち出し、アピールする行爲なのである。また仁壽二年にかかる以下のような記事もある。

・仁壽二年に至り、煬帝初めて皇太子と爲り、從ひて太廟に饗し、聞きて之を非る。乃はち上言して曰はく、「清廟の歌辭、文浮麗多く、以つて功德を述宣するに足りず。請ふらくは、更ために議して定めむことを。」と。是に於て、吏部尙書奇章公弘、開府儀同三司領太子洗馬柳顧言、祕書丞攝太常少卿許善心、內史舍人虞世基、禮部侍郎蔡徵らに制し詔して、更ために故實を詳らかにして、雅樂の歌辭を創製せしむ。〔『隋書』音樂志下〕

ここでは明らかに「歌辭」をつくる作業であつたことが指摘されており、故實を詳らかにする古典文獻處理能力が必要とされたのである。またこの時製作された歌辭は、音樂志下に採録されている。

ついで開皇一四年（五九四）には、牛弘、辛彥之、姚察、虞世基等とともに高祖・文帝の封禪の儀式を創案制定している。

・開皇十四年、羣臣封禪せむことを請ふも、高祖納れず。晉王廣、又た百官を率ゐる表を抗げて固く請へば、帝、有司に命じて儀注を草せしむ。是に於て、牛弘、辛彥之、許善心、姚察、虞世基ら、其の禮を創定して之を奏す。〔『隋書』

禮儀志二)

・開皇十四年、羣臣封禪せむことを請へば、文帝、牛弘等に命じて其の禮を創定せしむ。〔『通典』吉禮二三・封禪〕
また『隋書』經籍志には『大隋封禪書一卷』を載せる。言うまでもなく封禪は、國家の臨時禮の最大のものである。またこの禮は經書に明文がないので、制定には秦の始皇帝以來の前例を研究し、時代に合わせて整えていかななくてはならぬ。

ついで仁壽二年（六〇二）には、楊素、蘇威、牛弘、薛道衡、許善心、虞世基、王劼らに五禮を修定することが命じられている。

・（仁壽二年多十月）己丑、楊素、右僕射蘇威、吏部尙書牛弘、內史侍郎薛道衡、祕書丞許善心、內史舍人虞世基、著作郎王劼らに詔して五禮を修定せしむ。〔『北史』隋本紀〕

・（仁壽二年閏十月）己丑、詔して曰はく「禮の用たるや、時義大なり矣。今四海乂安にして、五戎用ふるなく、理むるに宜しく風を弘め俗を訓らし、徳を導き禮を齊へ、往聖の舊章を綴り、先王の茂則を興すべし。尙書左僕射越國公楊素、尙書右僕射邳國公蘇威、吏部尙書奇章公牛弘、內史侍郎薛道衡、祕書丞許善心、內史舍人虞世基、著作郎王劼、或いは任ぜられては端揆に居りて博く古今に達し、或いは器は令望を推して學は經史を綜ぶ。委ぬるに裁緝を以つてすれば、實に允に僉議して、並に五禮修定す可し。」（『隋書』高祖紀下）

調べてみると、隋朝の五禮修定の詔は今回が始めてのことではない。陳併合以前の開皇の初めに既に、牛弘、辛彥之らに、梁および北齊のものに準據して五禮を定めることが命じられている。

・高祖、牛弘、辛彥之等に命じて、梁及び北齊の儀注を採りて、以つて五禮を爲さしむ云。（『隋書』禮儀志一）

・開皇の初め、高祖、典禮を定めむと思ふ。太常卿牛弘奏して曰はく「聖教は陵替し、國章は殘缺し、漢晉は法爲れども、俗に隨ひ時に因り、未まだ國を經して人を庇ひ、風を弘め化を施すに足りず。且つ制禮作樂は、事は元首に歸すべきに、江南の王儉、偏隅の一臣にして、私かに儀注を撰して、多く古法に違ふ。今兩肅の累代は、國を擧げて遵行す。後魏及び齊は、風牛して本より隔んじ、殊に尋究せず、遙かに相ひ師祖す。故に山東の人、浸みて以つて俗を成す。西魏已降、師旅遑あらず、賓嘉の禮は、盡く未まだ詳定せず。今休明啓運にして、憲章伊に始まれば、前經に據りて、茲の俗弊を革めむことを請ふ。」と。詔して曰はく「可。」と。弘、奏に因りて學者を徵し、儀禮百卷を撰す。悉く東齊の儀注を用ひて以つて準と爲し、亦た微かに王儉の禮を採る。修し畢はりてこれを上すに、詔して遂に天下に班ち、咸な焉を遵用せしむ。」（『隋書』禮儀志三）

・開皇三年、（牛弘）禮部尙書を拜し、敕を奉じて五禮を修撰し、勒成すること百卷、當世に行なはる。（『隋書』牛弘傳）

・隋朝儀禮一百卷 牛弘撰（『隋書』經籍志二）

右の四つの資料を総合すると、開皇三年に牛弘、辛彦之らが、北齊のものを中心に、いくらか王儉のものをも交えて五禮について『儀禮一〇〇卷』を撰定し、施行したことになる。ところで、五禮とはもちろん吉、凶、賓、軍、嘉の五つのジャンルの禮であって、國のあらゆる制度と儀禮の規定である。したがってこの項の前後で検討した樂、輿服なども、本來はすべてこの五禮の中にはいるはずのものである。しかしながら實際には一度にあらゆる儀禮、制度を決めることは困難であって、樂、輿服などは個別の必要がでたときに、あらためて範圍を絞って決定したものであるらしい。

ついで大業元年（六〇五）には廟の造立を議論した。

・大業元年、煬帝、周法に遵ひて、七廟を營立せむことを欲し、有司に詔して其の禮を詳定せしむ。（『隋書』禮儀志二）以下で繰り廣げられる廟の數についての議論は、鄭玄と王肅に淵源するものであり、またその域を出るものでもない。鄭玄と王肅以後になされる議論はしたがって、自ら禮を考えることよりも、兩者のどちらの思考傾向をよしとし、どちらに與するかということが最大の問題になる。ここで許善心は、はっきりと王肅を支持することをいう。

・禮部侍郎攝太常少卿許善心、博士褚亮らと議して曰はく、

謹みて禮記を案ずるに、「天子は七廟、三昭三穆、太祖の廟を與にして而して七なり」と。鄭玄注して曰はく、「此れ周の制なり。七とは、太祖および文王、武王の祧、親廟の四を與にするなり。殷は則ち六廟、契および湯、二昭二穆を與にするなり。夏は則ち五廟、太祖無く、禹の二昭二穆を與にする而已」と。玄又た「王者は其の祖の自ずから出ずる所を禘し、而して四廟を立つ」に據る。鄭玄の義を案ずるに、天子は唯だ四親廟を立つるのみにして、始祖を并はせて而して五と爲す。周は文、武を以つて受命の祖と爲し、特に二祧を立て、是に七廟爲り。王肅禮記に注して、「尊者は尊して上に統なり、卑者は尊して下に統なる。故に天子は七廟、諸侯は五廟なり。其の殊功異德有れば、太祖に非るに毀たざれども、七廟の數に在らず」と。案ずるに王肅は以つて、天子七廟は、是れ百代を通ずるの言なりと爲す。又た王制の文の「天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟」に據り

て、二を降して差と爲す。是れ則はち天子は四親廟を立て、又た高祖の父、高祖の祖を立て、太祖を并はせて而して七と爲す。周には文、武、姜嫄有れば、合して十廟爲り。漢の諸帝の廟、各おの立てて、迭毀の義無きも、元帝の時に至りて、貢禹、匡衡の徒、始めて其の禮を建て、高帝を以つて太祖と爲し、而して四親廟を立てて、是れ五廟と爲す。唯だ劉歆おもへらく天子は七廟、諸侯は五廟、降殺は兩を以てするの義と。七なる者は、其の正法にして、常數とす可きなり。ゝ伏して惟んみるに、高祖文皇帝、睿哲玄覽にして、神武期に應じ、命を受けて基を開き、統を垂れ嗣を聖とし、文明の運に當りて、祖宗の禮を定む。且つ損益は同じからず、沿襲は趣きを異にすれば、時の王の制する所、以つて法を垂る可し。歷代自り以來、王、鄭の二義を雜じへ用うるも、若し其の指歸を尋ね、校ぶるに優劣を以つてすれば、康成は止だ周代を論ずるのみにして、經通と謂ふにはあらず、子雍は總べて皇王を貫き、事長遠を兼ね。今古典に依據して、七廟を崇建せむことを請ふ。受命の祖は、宜しく別に廟祧を立て、百代の後も、毀たざるの法と爲すべし。鑒駕親奉に至りては、孝を申ねて高廟に享し、有司事を行ふには、誠敬を羣主に竭し、夫の規模をして則る可からしめ、祀を嚴かにし遵ふことを易くし、有功を表し而して明德を彰にし、大いに復古して而して能く變はるを貴ぶ。ゝ今若し周の制に依れば、理としていまだ安からざる有り、雜じへて漢儀を用うれば、事は全採すること難し。謹みて詳しく別圖を立て、之れが議末に附す。

と。ゝ詔して可とするも、いまだ創制に及ばず。『隋書』禮儀志(二)

このなかでとりわけ注目されるのは、「且つ損益同じからず、ゝ康成(鄭玄)は止だ周代を論ずるのみにして、經通と謂ふにはあらず、子雍(王肅)は總べて皇王を貫き、事長遠を兼ね。」「大いに復古して而して能く變はるを貴ぶ。」「今若し周の制に依れば、理としていまだ安からざる有り、雜じへて漢儀を用うれば、事は全採すること難し。」といつて、禮制は時の求めに應じて積極的に改變すべきものであることをいう點である。これはもはや古典の研究を通じて周代に歸することをめざすものではない。現在の日本も含め、復古をめざして、少なくとも復元を目的として禮などの經書を研究する

志向があるが、ここにみられるのは、それらとは全く違って、視線を現在と未來にむけて、禮を活用しようとする志向である。同じように禮典を引用・操作する學術行爲であるにもかかわらず、目的が大きく異なっているのである。これは當時の學者の學術行爲を考える際に見落としてはならないことがらである。

おなじく大業元年（六〇五）には、楊素、牛弘、宇文愷、虞世基、何稠、閻毗、袁朗等とともに新たに輿服の制度を定めている。

・大業元年、更めて車輦を製し、五輅の外、副車を設く。尚書令楚公楊素、吏部尚書奇章公牛弘、工部尚書安平公宇文愷、内史侍郎虞世基、禮部侍郎許善心、太府少卿何稠、朝請郎閻毗等に詔して詳議して決を奏せしむ。〔隋書〕禮儀志五）

・大業元年に及び、煬帝始めて吏部尚書牛弘、工部尚書宇文愷、兼内史侍郎虞世基、給事郎許善心、儀曹郎袁朗等に詔して、古制を憲章し、衣冠を創造し、天子より胥卑に逮ぶまで、服章に皆等差有らしむ。先に有る所の者の若きは、則ち因循して取り用ゐ、弘等、乘輿の服をも議定し、合はせて八等たり焉。〔隋書〕禮儀志七）

同様の記事は、大業二年（六〇六）の項であつたり、年代を正確に計りえなかつたりするが、各所に見ることが出来る。

・皇后の屬車三十六乘、初め宇文愷、閻毗奏定し、乘輿の半を減ぜんことを請ふ。禮部侍郎許善心、駁を奏して曰はく「謹みて周禮を案ずるに」。又た宋の孝建の時。大明元年九月に至り。博士王褒の議に「鄭玄」。とあり、宋帝之に従ふ。今請ふらくは乘輿に依り、差降すべからず。」と。制して曰はく「可。」と。〔隋書〕禮儀志五）

・（大業二年）二月丙戌、尚書令楊素、吏部尚書牛弘、大將軍宇文愷、内史侍郎虞世基、禮部侍郎許善心に詔して輿服を制定せしむ。〔北史〕隋本紀）

そして、ここに制定されたような衣冠・輿服をつけることを突厥が強く慕い希望した際、煬帝はその制定にあづかつた牛弘、宇文愷、許善心、虞世基、何稠、閻毗らに褒美をあたえている。

・帝大いに悦びて弘等に謂ひて曰はく「昔漢制初めて成りて、方めて天子の貴なるを知る。今衣冠大いに備はり、單子に解辯せしむるに致るに足る。此れ乃はち卿等の功なり。」と。弘、愷、善心、世基、何稠、閭毗等、帛を賜はることに各おの差有り、並に事は優厚に出ず。〔『隋書』禮儀志七〕

ここにみえる、衣冠、輿服導入の突厥の希望は、中國文明の偉大さを見せつけ、文化の力で周邊民族を壓倒するのに、禮學がそのまま役立つ學術であることをものがたっている。このような文化の誇示は、異民族にかぎらず、自國民に對してもきわめて有効な手立てであつたと思われる。これも禮學の有力な機能の一つであるといつてよからう。

以上、制禮作樂について許善心の活動を辿ってきたが、そこから以下のことが明らかになった。

まず制禮作樂には、高度の學術的能力、とりわけ古典文獻についての知識が必要であるといふことである。たとえば作樂といつても音樂的センスと樂律理論の知識だけを持っていれば出来ることなのではなくて、「鄭衛の淫聲」「魚龍の雜戲」などの古典文獻の記事を踏まえて事を行わなければならないし、そもそも律呂を調えること自體も、『周禮』以下の先行文獻に則って行わなければならない。また封禪は古代の禮にはないものであり、その制定は始皇帝以來の先例研究が中心となる。したがってこれも古典文獻に基づいて行ふ作業となる。また五禮は、漢以來の禮學研究の根幹であり、それを修定するためには三禮を中心にして、先行する膨大な量の禮學文獻を読みこなさなければならない。まさに「博く古今に達し、或いは器は令望を推して學は經史を綜ぶ」必要があるのである。またこの時期の特殊事情として、南北兩朝の典禮制度にも目配りする必要があつた。牛弘の上奏文では、「江南の王儉は、私かに儀注を撰して、多く古法に違ふ。後魏及び齊は、殊に尋究せず、故に山東の人、浸すすみて以つて俗を成す。前經に據りて」などと先行する王朝の禮規定を落としてゐるが、その實、隋朝の出自した西魏、北周王朝はそれ以上に不備だつたのであり、結局、「悉く東齊の儀注を用ゐて以つて準と爲し、亦た微かに王儉の禮を採る」という次第になっている。ここでは古典文獻に關する能力だけでなく、直接に受け繼いだ先行王朝の典禮規定をも熟知していなくてはならなかつた。次に立廟と輿服に關する議

論の中では、禮の議論として當然の事ながら、『禮記』、鄭玄注、王肅注、「王制」、劉歆、班固などの、先立つ禮關係の書物や見解が縦横に引用・活用され、さらに經學文獻のみならず、漢諸帝の廟、元帝時、光武即位、魏初、景初などと、前例がこまめに参照・検討されている。以上見てきたように、ここで許善心等に命じられた制禮作樂という行爲には、古典文獻についてのきわめて高い知識が必要であつたのである。またここであつたん、五禮という總合禮體系を作り出しておきながら、制禮作樂の行爲はそれだけでは終了せず、封禪、立廟、輿服などについて、個別の禮の制定が行われた。これは求めに應じていつでも典禮を制定する事が出来たことを示している。ここで求められるのは、注釋というような形に定着し固定化されたデータではなく、新たな要求に對して、古典の文言を縦横に引用、利用し、またその場の禮制定の目的が何であるのかを勘案して、必要な禮を規定していくところの「禮の處理能力」なのである。このことは學術全般を考察するのにも、重要な視點である。眞理という固定點にむかつて、データを蓄積していくことはもちろんであるが、狀況に應じて既存のデータを處理していくことも、學術行爲なのである。そしてその行爲は、レベルからいつて何らごまかしや偏向のないものであり、彼等が優れた學者であつたことを明らかにしている。さすれば、これらは單なる政治家や役人にできる行爲ではなくて、就いている官職が何であれ、禮を學問的に研究したものでなければ出来ない仕事である。つまり逆の言い方をすれば、實際に執り行ふべき典禮制度を決定するのに、禮學者のはたらきが不可欠であつたことが明かになる。

次に、言うまでもないことであるが、制禮作樂が國家の政策に深くかわることであつたことを確認しておこう。作樂以下、ここで検討した諸行爲は、すべて國家の典禮整備として行われた。そしてここで許善心等の擔當者は、いずれも任命されて、職務としてこれらの制定作業に携わっていた。つまり彼らは深く國家の政治、政策、統治にかかわっていたことになる。ここに登場した禮學者たちは、禮を含む古典文獻を處理するという専門的能力を持ち、國家行政にかかわっていた。これは現在において、ちょうど經濟や法律にかかわって、その専門知識を生かして活躍するテクノクラートにきわ

めてよく似ている。

右で見てきたような制禮作樂行爲は、成果の發表の仕方がどうであれ、例えば經書に注釋を書くというような行爲とならんで、嚴然たる禮學である。とすれば、これらの行爲を禮學研究から外すことはできない。そしてこのように範圍を廣げて考察することによってこそ、學術行爲の意義や目的がより鮮明に認識されるであらう。

2、圖書の整理

つぎに圖書の整理を考察する。彼はその生い立ちのなかで「家に舊書萬餘卷有り、皆な徧く通渉す。」（『北史』許善心傳）という環境に恵まれていたようであるが、開皇十七年、圖書の整理をすることとなった。

・（開皇）十七年、祕書丞に除せらる。時に祕藏の圖籍、尙は淆亂多し。善心、阮孝緒の『七錄』に效ひ、更たに『七林』を制し、各おの總叙を爲して篇首に冠し、又た部錄の下に於て作者の意を明らかにし、其の類例を區分す焉。

（『北史』許善心傳）

これは陳併合以前から牛弘の建議にもとづいて行われていた異本の採集と書目の製作を引き繼いだものである。そして南北朝の統一にともなうてさらなる書物の収集が企圖され、實行された。その次第を辿っておこう。

隋・文帝・開皇三年（五八三）

・祕書監牛弘、表して使人を分遣して、異本を搜訪せむことを請ふ。書一卷毎に、賞は絹一匹とし、校寫既に定れば、本は即ちに主に歸す。是において民間の異書、往往にして聞ま出づ。（『隋書』經籍志・總序）

・開皇の初め、牛弘、典籍の遺逸せるを以つて、表を上まつりて獻書の路を開かむことを請ひて、曰はく、

今の御書の單本は、合はせて一萬五千餘卷にして、部帙の間、仍ほ殘缺有り。梁の舊目に比して、止だ其の半ば有るのみなり。臣以へらく、經書は仲尼より已後、當今にいたる迄、年は千載を踰へ、數へて五厄に遭ふも、

興集の期は、聖世に屬し膺る。伏して惟んみるに、。今土宇は三王に邁り、民黎は兩漢より盛んにして、人有り時有ること、正に今日に在り。方に當に大いに文教を弘め、俗を升平に納るるべし。而るに天下の圖書は尙ほ遺逸有り、聖情を仰協し、訓を無窮に流すゆえんの者に非るなり。臣、史籍を是に司どりて、寢興懼れを懷く。昔陸賈、漢祖に奏して云はく「天下は、馬上より之を治むべからず」と、故に邦を経し政を立つるは、典謨に在り矣。國の本爲ること、此より先だつ攸莫きことを知る。今祕藏の見書、亦た披覽するに足るも、但だ一時の載籍、須からく大いに備へしめよ。王府に無き所、私家に乃はち有らしむ可からず。」

上之を納れ、是において詔を下し、書一卷を獻すれば、縑一匹を賚ふ。一二年間にして、篇籍稍やく備はる。『隋書』牛弘傳)

隋・文帝・開皇四年（五八四）

・開皇四年四部目錄四卷（『隋書』經籍志。『舊唐書』經籍志は「隋開皇四年書目四卷、牛弘撰」とし、『新唐書』藝文志は「牛弘隋開皇四年書目四卷」とする。）

隋・文帝・開皇八年（五八八）

・開皇八年四部書目錄四卷（『隋書』經籍志。）

隋・文帝・開皇九年（五八九）

・陳を平げて已後に及び、經籍漸やく備はるも、其の得る所を検するに、多くは太建時の書にして、紙墨精ならず、書も亦た拙惡なれば、是において總べ集めて編次し、存して古本と爲す。天下の工書の士、京兆の韋霈、南陽の杜預等を召して、祕書の内において殘缺を補續し、正副二本を爲りて、宮中に藏し、其餘は以つて祕書の内外の閣を實たさしめ、凡そ三萬餘卷なり。（『隋書』經籍志・總序）

ここに見えるように、隋朝の圖書の収集と整理は、陳併合以前に牛弘によつて着手され、開皇四年（五八四）にはいとお

う『開皇四年四部目錄四卷』という形にまとめられ、また開皇八年（五八八）にも、その増補版とおぼしき『開皇八年四部書目錄四卷』が著されて、ひとまず作業を終えていたようである。しかしこれらは陳併合以前の作業であり、陳併合時には、いくら「紙墨精ならず、書も亦た拙惡なる」ものであれ、あらたに多くの書が収集されたに違いない。それらを取り込んで、南北朝統一後の隋朝の書物整理の集大成として編まれたのがこの許善心の『七林』であると思われる。先に引いた『北史』許善心傳の記事にもあるように、嚴密には公務であるとは断定できなくても、これは開皇十七年に祕書丞に轉じてからの實績であつて、公務に準ずる形で取りまとめられたものであることは確かである。また開皇四年、開皇八年のものが、あくまで「四部目錄」および「四部書目錄」と題されていて、書名を掲げるのみの書目であることを推測させるのに對し、許善心の『七林』は、「各おの總敍を爲して、篇首に冠し、又た部錄の下に於て作者の意を明らかにした解題目錄であることがはっきりしている。そもそも『開皇四年四部目錄』、『開皇八年四部書目錄』といった書名に年號の入った目錄は、新收品をやつと掲載した暫定的なものであることを示しているものと思われる。それに對し『七林』という書名は、『七略』以來の傳統に則つて、明らかに完結した著作として著されたことを示すものであらう。古來、劉向、劉歆の『別錄』『七略』を例として引くまでもなく、圖書の整理は學者の職務であつた。「其の類例を區分」するだけでなく解題を書く事は、學識と筆力を必要とする仕業である。このような職務は、學識を積んだものとして、概ね學者の占有にかかるものであつたと推測される。そして隋朝初期の圖書整理は、この許善心の『七林』をもってひとまず完成したと見なすことができる。また先の牛弘の上表にも記されているように、圖書の収集と整理は、「邦を經し政を立つるは、典謨に在り矣。國の本爲ること、此より先だつ攸莫し。」という意識の許に進められたもので、國家經營若しくは統治の立場から必要な作業であつた。書籍の収集と整理は、國の重要な政策であつて、その作業は重要な職務であるとともに、高い學識を必要とする學術行爲であつたのである。このあと、開皇二十年にも王邵によつて『隋開皇二十年書目四卷』が續撰されており（『舊唐書』經籍志、『新唐書』藝文志所載）、ひきつづき書籍の収集は進められたと考えられる。

また許善心は圖書の整理に携わると同時に、經史の書の校訂も行っている。

・奏して李文博、陸從典らの學者十許人を追^まぎ、經史の錯謬を正定す。（『隋書』許善心傳）

この記事は開皇一七年の『七林』撰述の後に續いているだけで、具體的な期日を知ることができないが、この作業は、經史の文字を校勘して、本來のテキストに戻すべく錯謬を正定したことを言うことは明らかである。

ここで許善心は、李文博、陸從典をはじめとする十人ばかりの學者を招いて、經史の錯謬を正定したというのであるが、かなり大きなプロジェクトであったと推測される。残念なことに、この時行われた經史正定の成果は、明確な形で傳わっていない。しかしながら、あるいは唐に入ってから五經正義の編集や晉、南北朝時代の歴史をまとめる作業の中で吸収、利用されたのであるかもしれない。⁽⁷⁾ともかく許善心らのこれらの行爲は、高度な學術能力を必要とする行爲である。また、先の牛弘の上奏文に見えるように、圖書の整理同様、この經史の書の正定も、「邦を經し政を立つるは、典謨に在り矣。國の本爲ること、此より先だつ攸莫し。」という意識で行われたことであろう。これもまた國の政策としての學術行爲なのであった。

3、書物の編纂

つぎに書物の編纂について見てみよう。許善心の著作としては、

・皇隋瑞文十四卷（『舊唐書』經籍志下、『新唐書』藝文志三。姚振宗の『隋書經籍志考證』は、『隋書』經籍志の著録する許善心撰の『符瑞記十卷』も、この『皇隋瑞文十四卷』に當たるのではないかと推測している。）

・靈異記十卷（『隋書』許善心傳）

・區宇圖志六百卷（『北史』隱逸傳、『隋書』經籍志は『隋區宇圖志』一百二十九卷とし、撰者名を記さず。）

・方物志二十卷（『隋書』經籍志二）

・符瑞記十卷（『隋書』經籍志二）

・七林（先出）

が知られる。しかし上記の『七林』をはじめとして、彼個人の著作とは言い難いものばかりで、いずれも隋王朝の國家編纂物の性格を持っている。つまりこれらは、許善心の關心にもとづいて著された個人著作であるよりも、國家のために許善心の學識と見識が利用された著作物である。

『皇隋瑞文十四卷』はその題名から、隋王朝下のめでたい文章、それも隋王朝自體を壽ぐ内容のものを集めたものであると思われる。この書物は、許善心撰とはいふものの、收録された文章は、すべてが許善心の作つたものではなく、彼は、巷のあるいは殊更に作られた文章を整理したのであるに違いない。ところでこの『皇隋瑞文』のばあい、撰者として許善心の名前が傳わつてはいるが、それはいつも望めることではない。こういった作業は、時には奉敕撰などとして、實際の編集者の名前が出ないこともあるからである。また『靈異記十卷』について、『隋書』許善心傳に以下のように記されている。

・帝、嘗て高祖受命の符に言及し、因りて鬼神の事を問ひ、善心と崔祖璿に敕して靈異記十卷を撰せしむ。

即ち『靈異記』が、煬帝の關心に應えるべく、敕命をうけて許善心らがあらわした書物であることがわかる。さきに『皇隋瑞文』の項で名を出した『符瑞記十卷』も、あるいはこれと同様のものであるかもしれない。

つぎに『區宇圖志六百卷』は、皇帝の命令で許善心と虞世基が原著の増訂に従事したことが知られる。

・（大業）五年、（崔頤、字祖璿）詔を受けて諸儒と與に『區宇圖志』二百五十卷を撰して之を奏す。帝、之を善みせず、更めて虞世基、許善心をして演じて六百卷を爲らしむ。（『北史』隱逸傳）

『方物志二十卷』も詳しいことはわからないが、『隋書』經籍志のほかに

・（大業）四年、方物志を撰し、之を奏す。（『隋書』許善心傳）

・許善心、方物志二十卷を撰す。〔原注〕大業四年、之を奏す。〔『玉海』地理・異域圖書・漢異物志の項〕

とも記され、この書が朝廷への奏上を目的として作られた書であることを示している。また父親が著しかけていた『梁史』の完成をめざして續修につとめていたことが、以下の記事から知られる。

・初め、善心の父、『梁史』を撰著するも、未だ就らずして而して没す。許善心、父の志を述べ成さむとして、家書を修續す。→至徳の初め、史の任を蒙授す。〔『北史』許善心傳〕

この『梁史』は、親子の共同執筆によって全七十巻がほぼ完成していたらしいのであるが、現在伝わっていない。これはまた陳朝において撰史學士に補せられていたことと深い關係を持つと考えられるが、これも明らかではない。

これらの地理書や物産書などの編集は、南北朝の軍事的な統一後、政治的および文化的な面でも統一を企てる上で必要な事柄であり、朝廷の命によって許善心が編集したものであろう。また言うまでもないことながら、このように國家のための文集や地理書や圖書目錄などを編集することは、文獻處理の特殊な能力と高い學識を必要とする、高度の學術行爲である。そしてそれらは、もっぱら學者の肩にかかり、その主要な職務であった。許善心は自らの思考を直接に語る書物を書かなかったが、むしろ彼の場合、國家の要求にこたえるという形であまたの著述作業をおこなったのである。

4 人 事

つぎに人事について見てみよう。文帝末年の仁壽年間には、國子學は大幅に縮小されて、學長役の祭酒もいないまま博士五人、學生七十人ほどが残っているだけであった。

・詔して曰はく、「儒學の道は、生人を訓教し、父子君臣の義を識らしめ、尊卑長幼の序を知らしむ。之を升じて以て朝せしめ、之を任じて以て職せしめ、故らに能く時務を贊理し、風範を弘益せしむ。朕、天下に撫臨し、徳教を弘めむと思ひ、延きて學徒を集め、庠序を崇建し、進仕の路を開き、賢雋の人を行つ。而るに國學の胄子、千數になん

んとし、州縣の諸生も、威な亦た少なからざるも、徒らに名録ありて、空しく歳時を度り、未だ徳は代の範と爲り、才は國用に任ずる有らず。良に設學の理の多くして、而して未だ精ならざるに由る。今宜しく簡び省きて、明かに奨勵を加えよ。」と。是に於て國子學は唯だ學生七十人を留むるのみとし、太學、四門及び州縣の學は並びに廢す。其の日、舍利を諸州に頒つ。〔『隋書』高祖紀下・仁壽元年六月乙丑〕

・是より先、仁壽元年、國子祭酒、博士を省き、太學博士、員五人を置き、從五品と爲し、學事を總知せしむ。是に至り、太學博士は降して從六品と爲す。〔『隋書』百官志下〕

・高祖の暮年に及びて、精華稍く竭き、儒術を悦ばずして、専ら刑名を尙び、執政の徒、威な篤好なるにはあらず。仁壽の間に暨び、遂に天下の學を廢し、唯だ國子一所に弟子七十二人を存するのみ。〔『隋書』儒林傳序〕

ここに引いた詔にも明らかであるが、文帝が儒學および學校に期待したのは、おもに二つの機能であつたようである。一つは世の中の精神的な秩序附けであり、いま一つは官吏としての實務能力の養成であつた。しかし國立學校は、文帝の期待したような成果をあげず、きわめて不能率なものとなつていた。行政官としての實務能力の養成について『隋書』儒林傳の序は、「高祖の暮年に及びて、精華稍く竭き、儒術を悦ばずして、専ら刑名を尙び、執政の徒、威な篤好なるにはあらず。」とし、文帝自身はそれを法家・刑名の學に代替させようとしたかのように言う。また、實務能力の養成ということから言えば、眞理に至ることをめざす學術行爲よりも、試験主義の政策の方が有効になる事は、争いえない事實である。文帝はこの點きわめて合理的であつた。文帝は、單に不能率なるがゆえに學校を大幅に縮小したのではなく、科舉によつて學術行爲のうちの實務にかかわる必要な部分は代替育成できると考えてこの政策をとつたのに違ひない。いなむしろ、開皇時代に始めた科舉の成果を確認した上で仁壽元年に自信をもつて國立學校縮小をおこなつたのであろう。ところであつたに即位した煬帝も、學問の素養を持つものを官吏として採用し、それで國を運営していこうという方針ではあつたが、文帝のように専ら試験によるだけではなく、學校における教育にも、官吏育成の機能を期待してゐた。したがつ

て、文帝時代の國立學校の學生の定員はいかにも不足であり、ここで國立學校の復興が企圖されることになる。

・（大業元年閏七月）丙子、詔すらく「君民の國を建つるには、教學もて先と爲し、移風易俗、必ず茲より始まる。而るに言は絶へ義は乖れ、多く年代を歴て、進德修業は、其の道浸やく微なり。朕は洪緒を纂承し、大訓を弘めむと思ひて、將に師を尊まひ道を重んじて、用つて厥の繇を聞し、信を講じて睦を修め、敦く名教を獎めむと欲す。方今は宇宙平一にして、文軌の同じくする攸なり。十歩の内にも、必ず芳草有り、四海の中、豈に奇秀無からむ。諸ものの在家及び見に學に入る者、若し篤く志して古へを好み、典墳に耽悦し、學行優敏にして、時務を膺するに堪ふるもの有れば、所在に採訪して、具ぶさに以つて名聞し、卽ち當に其の器能に隨ひて、擢ぐるに不次を以つてせよ。若し經術を研精するも、未だ進み仕ふるを願はざる者あれば、其の藝業の深淺、門蔭の高卑に依りて、未だ朝に升らずと雖も、並らびに量り準りて祿を給す可し。庶ひねがわくは、夫れ恟恟として善誘して日ならずして器を成し、濟濟として朝に盈たんこと、何の遠きこと之れ有らむ。其の國子等の學は、亦た宜しく舊制を申明して、生徒を教習し、具さに課試の法を爲して、以つて砥礪の道を盡くさしめよ。」と。（『隋書』煬帝紀上）

では、その復興事業は實際に、どのような手順で行われたのであろうか。順を追つてみていこう。『隋書』儒林傳序に以下の様に記されている。

・煬帝即位して、復た庠序を開き、國子郡縣の學は、開皇の初より盛んなり。儒生を徵辟し、遠近より畢く至り、相ひ與に講論せ使めて東都の下に得失し、納言其の差次を定め、一以つて焉を聞奏せしむ。

この時煬帝は、學者を採用すべく、「儒生を徵辟」↓「東都の下に講論」↓「差次を定め」↓「聞奏」という方策を取つたのである。しかしそれにさらに先だつて、この作業の遂行に必要な人材が任命された。すなわち、諮問を受けたのであろうが、その第一段階として、許善心から以下の五人の人物が推薦された。先にみたように、彼はかつて國子學などの、教育を職とする官に就いたことが無かつたために、學校縮小と深く係わることなく濟んでいたのである。

そして第二段階として、大業元年（六〇五）、許善心の推薦にしたがつて徐文遠が國子博士に、包愷、陸德明、褚徽、魯世達の四人が太學博士に任命された。

・大業元年、禮部侍郎に轉じ、儒者徐文遠を薦して國子博士と爲し、包愷、陸德明、褚徽、魯世達の輩は、並びに品秩を加へ、授けて學官と爲さむことを奏す。（『北史』許善心傳、『隋書』許善心傳）

・大業の初、禮部侍郎許善心、文遠と包愷、褚徽、陸德明、魯達を擧げて學官と爲さんとし、遂に擢げて文遠に國子博士を授け、愷らは並びに太學博士と爲す。時人は文遠の左氏、褚徽の禮、魯達の詩、陸德明の易を稱して、皆な一時の最と爲す。（『舊唐書』徐文遠傳、『新唐書』徐曠傳はば同文。）

そしてまた大業三年には新たな制度として國子博士一人、國子助教一人、太學助教二人が規定された。ここで許善心によつて學官に推薦された五人の學者の出身地を見てみると、

・徐文遠 洛州偃師。（現河南省）彼自身は長安もしくは洛陽偃師に育つたが、父祖は南朝につかえた。

・魯世達 餘杭。（現浙江省）

・包愷 東海。（現江蘇省）

・褚徽 吳郡。（現江蘇省）

・陸德明 吳郡。（現江蘇省）

となる。つまりみな南朝系の學者である。許善心自身も南人の代表であり、これらの學者推薦には、何らかの地方意識が働いていたのかもしれない。またこの五人の得意とする分野を見てみると、

・徐文遠 春秋に詳しい。著作Ⅱ左傳音、左傳義疏

・魯世達 毛詩に詳しい。著作Ⅱ毛詩章句義疏、毛詩并注音、毛詩音義

・包愷 漢書に詳しい。著作Ⅱ漢書音

・褚微 禮に詳しい。

著作Ⅱ禮疏、禮記文外大義

・陸德明 三玄に詳しい。

著作Ⅱ老子疏、莊子疏、莊子文句義、易疏、周易文句義疏、周易大義、經典釋文

となり、あるいはこの五人で古典文獻全體をおおうべく、三玄Ⅱ陸德明、左傳Ⅱ徐文遠、毛詩Ⅱ魯世達、漢書（史書）Ⅱ包愷、禮Ⅱ褚微という分擔で専門家が選ばれたのであるかもしれない。時人の「文遠の左氏、褚微の禮、魯達の詩、陸德明の易、皆な一時の最爲り。」という評價もこれを裏づけるものである。

つづいて第三段階として、以上の五人をまじえて講論と呼ばれる學術討論會がひらかれ、その成績によって全國から集めた公募應募者の選拔が行われた。そこで、應募者たちと議論をし、審査、評價することがこの五人の役割となる。このうち、陸德明、魯世達の活躍については、『舊唐書』陸德明傳にその様子が詳しく記されている。⁽⁸⁾

文帝時代末期に縮小された國子學の復興を目指しての學者募集であるから當然のことであるが、とにかくここにみたような學術制度の構築が、既製の枠から解放たれてスタートしたのである。また、文帝の國立學校大幅縮小は、煬帝の學術機構構築の地ならしを果たしたといつてよい。このことは、學校復興期についての「時に舊儒は多く已に凋亡す。」

『隋書』儒林傳序」という記事にまつわってさらに詳しく事情が推察される。振り返ってみると、文帝の學校縮小の詔が出たのが仁壽元年（六〇二）六月乙丑、煬帝の學校復興の詔が出たのが大業元年（六〇五）閏七月丙子であるから、國立學校の規模がおおきく縮小されていたのは四年間ほどであるにすぎない。しかるにこの間に「舊儒は多く已に凋亡す。」という事態に陥っていた。そして、文帝の學校縮小期間を挟んで、それ以前には北朝系の學者が多く學官についていたのに對し、これ以後は、おもに南朝系の學者が學官につくことになる。したがって、「舊儒は多く已に凋亡す。」という事態も確かにあったのであろうが、新舊の交替のみでなく、出身地による學者の振替も、同時に行われたのかもしれない。統一の學問の系統を考察する際、南北それぞれの學派が使用していたテキストと注釋に目を向けることはもちろん重要であるが、案外實際面での南北學の盛衰は、學者の人事を握る者がどちらに屬するかということにかかっていたのかもしれない。

い。

ところで文帝時代末期には、科學の成立とともに、國家が、講論というサロンの學術の場を提供したり、教育を通じて知識人を養成することよりも、試験を通じて知識人の能力をはかることに力を注ぐようになっていた。けだし様々の學說があらわれ、様々の視點から議論がなされる講論スタイルは、もつとも評價に不向きなものである。ここで煬帝が講論スタイルを用いて人材を採用したことは、試験による官吏の採用という文帝の文教政策を後戻りさせるものであるかのようにも見える。科學の採用を近代化、合理化であるという觀點からすればその通りであるに違いない。しかし講論スタイルの中で學術を身につけ、そこでの論戰技術を磨いてきた當時の學者たちにしてみれば、この講論から科學への變革はおおいにとまどうできごとであつたろう。國家は、試験制度のおかげで受験者の學力を處理し易い形で把握できるのであるが、講論になじんできた舊いタイプの學者たちには、講論のような學術能力のデモンストレーションの場が必要であり、またたとい新しいタイプの學者が、試験でいくら優秀な成績をとつても、周圍を納得させることができない。あまりにも急激な制度の變革は、學術の傳統を斷ち切ってしまうとともに、新しい制度のほうにも十分な働きをもたらさないに違いない。そのような中で、許善心は古い時代の學術スタイルと傳統を、最後に生かして寄與したということになるか。五人の學術能力判定者が、許善心に推薦され、また彼等自身の學術能力の評価を背後にしてこそ、新しい方法が當時の知識人社會で支持を獲得することができたのである。こう考えてくると、當時の「文遠の左氏、褚微の禮、魯達の詩、陸德明の易、皆な一時の最たり。」（『舊唐書』徐文遠傳）という世評が重要になってくる。ここに名を挙げられた徐文遠、褚微、魯世達、陸德明といったものたちは、舊スタイルの學術において名聲のある學者である。そしてそのままこの四人は、煬帝のもとの學校復興の基礎となる學官に採用されているのである。すなわちこれによって隋王朝の新たな文教政策は、傳統にのっとるものとしても認知されたのである。このような講論會は、煬帝の治世初期に幾度か行われたようであるが、その後行われたかどうか定かにしがたい。以上のように見てくると、煬帝の講論會開催は、講論的學術の權威を科學

の權威に引き繼ぐことを目的として行われ、その場で許善心が人事役となつて、大きな役割を果たしたということになる。

考えてみると、學者は専門職であり、そのなか深くに達したものでなければ人物の能力を計ることはできない。學者の能力を計ることができるのは、實に學者だけなのである。そういうわけで、學者の採用や選抜を行うことも學者の職務となる。とりわけ煬帝の即位直後のように、新しく學官の制度を整えるとき、學者の能力を判定し推薦する仕事が重要になってくる。ここに述べたような學者業界全體の自己増殖的な人選、推薦も學者の大きな仕事だったのである。

IV 結 論

ここまで、許善心の學術活動を考察してきた。まとめてみると、その活動の主な場所は、典章制度の制定、國家編纂物の編集、圖書の整理、學者の人事ということになる。本稿では「學術行爲」を「古典文獻を中心とする文字資料を読むことを基礎として、そこからある程度の合理性をもつて展開する行爲」と考えたのであるが、許善心という一人の學者の行爲をただるだけで、該當するものとして、かくも多くの行爲が浮かび上がってきた。そしてこれらは、個々の検討からすでに明らかのように、いづれも高度の専門的知識と文獻處理能力を必要とする行爲であった。逆に言えば、許善心に要求され、また彼の活躍の本領であったのは、古典文獻を読みこなして、それを應用、活用する能力と、書物や他人の文章を整理、編集、判定する能力であった。またここで検討をおよぼした學術行爲は、すべて國家の政策にかかわるものであった。以上のような検討結果から當時の學術に對して何が言えるであろうか。

一つは、以上のような場面で許善心が働き得たのは、彼の身につけていた儒學的教養、とりわけ禮にかんするそれが、ほかのイデオロギーにまつわる學問よりも歴史が古く、文獻操作の實務能力に優れていたということである。儒學はこの場合、イデオロギーであるよりも、實務能力の保證であった。とすれば、煬帝に先立つ文帝が好んだという刑名の學より

も、むしろ實際的な學問であつたのかもしれない。またこのことは、儒教や儒學というものを考える際に重要なこととなる。儒は、宗教、思想、習俗などの要素をもちろん持つが、それと同時に、禮に顯著に見られるように、社會を運用していくための實務技術あるいは、とりきめ||規範という面があつた。そして儒にまつわつて實務技術が機能しているならば、國子學などの學校も、實務學校の性格を強く帯びることになる。本稿では十分な検討をなし得なかったが、學校という機關の目的と機能、およびそれと深く關係するところの、學術のスタイルとその評價判定方法についても、検討を行わねばならないであらう。⁽⁹⁾このような視點に立てば、科學で古典文獻處理能力が問われることは、實務官僚採用のための試験として、きわめて當然のこととなる。

またこれまで學術、學者は、教育に直接的に關係附けられるか、少なくとも著作物を通して語られることが多かった。また文獻處理能力は、教育や著作と關連づけられない場合、「教養」というきわめて漠然とした形で處理され、明確な形での研究對象としてはあまり取り上げられていない。ここでの検討から明らかのように、學術、學者は、教育と個人著作物の領域だけで語り盡くされるものではない。そこで本稿では、「成果」ではなく、「行爲」という視點で學術を捉えなおしてみたのである。それにより、古典文獻處理を中心とする學術行爲が、經學、政治學、文學、藝術、政策、制度、人事にいたるまで、あらゆる知的行爲に發展する可能性を持ち、そしてそれらに共通して基礎となつていたことが明らかにした。また逆に「成果」のほうから謂えば、これらのあらゆる文化行爲や知的活動の成果は、ここで文獻處理能力という言葉で表現したような一つの基盤の上に成り立つていたということになる。これは現代の理系諸科學における數學の立場に似てはいはしないだろうか。ところで古典文獻處理能力を基礎として様々な學術が成立していたことは、何であれ中國の文化現象を研究するものにとつては常識である。しかしそれが常識であるだけに、これまであまり言及確認されることになつた。そして、中國における學術行爲を研究する際、たとえば西洋起源の學術に相當・對抗するものとして、「成果」のみに目を向けることが多くなつてゐる。學術研究のあり方として、これはもう一度考えてみる必要のあることであ

ろう。このことは、中國學に携わるものであれば、だれでも實感していることであり、本稿は、實は、その確認なのであると言つてよいかもしれない。

しかしいっぽうで、現在の日本人にとっては、ここに記したような古典文獻處理能力は、もはや常識ではない。かつての基礎教養は、現在、特殊能力となっている。そして現代の學者が、過去の中國を研究することは、哲學思想なり、歴史的真實なり、文學的真實なりといった事を研究する、非日常的な行爲となっている。そしてそのような研究をする時、知らず知らずの内に、かつての中國で學術行爲をしていた人々に對しても、自分たちと同じような目的を不當に擔わせているという事實はないであらうか。つまりかつての多くのありふれた學術行爲のなから、現在の研究者の關心にたらしめて理解し易いもののみを取り上げてしまうことになってはいしまいか。もしそのような事態に陥っているとすれば、中國の學術を語る際に、非常に大きな物を見落としていると謂わねばならないだろう。

つぎにもちろん右のことに關係することであるのだが、ここで取り上げた學術行爲がすべて職務として行われていたという点にも注目しなければならない。つまり本稿に取り上げた行爲に關する限り、文獻處理能力は「教養」としてではなく、「政務、職務」として活用されていた。したがって當然のことながら、「政務、職務」として活用されているということは、決して學術行爲であることに抵觸しはしない。むしろその様な形で爲された學術行爲は實に多いのであって、それを取り上げないままでは、この時代の學術、ひいては知的活動全體を把握したとはいえないであらう。

つぎに許善心個人に關して言えば、彼が南北朝の性格と、唐宋的性格の兩方を持っている點が、きわめて興味深い。科學に端的に示されるように、隋および唐の初期にはじまった社會のしくみが、このうち中國全體を中世から近世へと變化させてゆくことになる。世の中全體の移り行きはここでは問わないことにして、視野を學術史に絞って検討してみると、許善心は、シンポジウムもしくは論戰という舊いスタイルの學術行爲を取らないが、一人でいろいろな學術運用を手掛けているという點では舊世代的であり、學術史のうえで中世から近世への變化の境目にいる人である。隋時代の許善心が新

舊の境目にいるとすれば、學術の世界は、世の中全體に先驅けて近世化の道を歩み始めていると、あるいは言い得るかもしれない。

本稿では、行爲という視點で學術を捉えなおしてみたのであるが、その實、學術的行爲の列舉にとどまり、その内容に深く踏み込んで検討することができなかった。またここで述べたような學術行爲のありさまに照らして、學校制度の變容についても語ることができなかった。これらのことについては、稿をあらためて論じたいと思う。

註

(1) 「招魂をめぐる禮俗と禮學」(『中國思想史研究』第一三

號)／「六朝前期の孝と喪服—禮學の目的・機能・手法—」

(『中國古代禮制研究』京都大學人文科學研究所)などの拙稿を参照されたい。

(2) 本稿で學術について考える際には、「學術」自體ではないが、それと深い關係をもつに違いない。「知識人」という概念についての次の論考から、たいへん大きな示唆を受けた。

樺山紘一「前近代世界の知識人—西歐中世からの序説的考察—」(『知識人層と社會』京都大學人文科學研究所)。

(3) たとえば、經學を「經書の解釋としてばかりでなく、實際の禮制の上にも關係がある」とし、また「兩漢學術考」の題名のもとに文學をもふくめて論じている狩野直喜にして、同書の冒頭では「予は兩漢學術考の題目を以て、兩漢時代に於ける學術、重もに經學の特色及び其變遷の狀をのべんとす。」といっている。また學術という語は、清朝におけるものを語る際によく用いられる。錢穆に『中國近三百年學術史』があ

り、梁啟超にも同名の書および『清代學術概論』がある。狩野直喜の『中國哲學史』も編名に、唐以前については「思想」、宋元明には「哲學」をもちいるが、清朝には「清の學術と思想」として「學術」の語を使っている。その主な理由は、時間的な隔たりが小さく、成果と同時に、研究方法などの「行爲」的な側面についても十分な検討をおよぼすことが可能であることにあるのかもしれない。

(4) たとえば、「ふつう、經學の二大潮流として、『漢唐訓詁の學』と『宋明性理の學』とがあげられる。これは、經書解釋の態度方法の二大區分として、大觀の立場から十分に妥當性を持つものであるが、すでに「漢唐」「宋明」の時代が冠せられているように、この二大區分には明らかに時代區分も示されている。」(加賀榮治「中國古典解釋史／魏晉篇」序論・第2節・經書解釋史の三區分と魏晉の位置)などとして示されている。この考えは、經典解釋に關しては十分な妥當性を持つものであるが、考察の對象をひろく學術全體におよぼ

したはあい、時代名として南北朝が現れないことをはじめとして、不十分なものと言わざるを得ない。本稿は、學術をひろく捉えることにより、經典解釋の視點からだけでは抜け落ちていた南北朝時期のさまざまな學術行爲を、拾い上げて補充するのであると言いうことができるかもしれない。

- (5) このことについては、牟潤孫「論儒釋兩家之講經與義疏」「論魏晉以來之崇尚談辯及其影響」「唐初南北學人論學之異趣及其影響」(いずれも『注史齋叢稿』(一九八七・北京・中華書局)所收)に詳しく論じられているが、残念ながら十分な注目を得ていると言いがたい。

- (6) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』の「一、禮儀」にくわしい。

- (7) 五經正義中に見える「定本」については、野間文史「五經正義所引定本考」(日本中國學會報第三七集)がある。

- (8) 拙稿「陸德明學術年譜」(東方學報・京都六八冊京都大學人文科學研究所)を参照されたい。

- (9) 多賀秋五郎に「儒教主義學校體系の形成」(同氏編『中世アジア教育史研究』所收)および單著『唐代教育史研究』があり、この時代の教育關係の資料を手際良く整理している。また同氏は、前者の緒言で「儒教主義學校とは、人間形成の目標を儒教倫理によって規定し、儒教古典を中心教材として、その目的を果たそうとする學校のことである。しかし、儒教が經世の倫理であるように、現實的には、官吏の養成を重要な任務とする學校でもある。」とのべる。しかし本稿とちがって、兩論著とも教育を主な研究對象としているために、許善心の名など登場せず、學術行爲全體をとらえることは目的とされていないかに見える。

THE RANGE AND SOCIAL FUNCTION OF THE SCHOLARLY ACTIVITIES OF MEDIEVAL CHINESE LITERATI —THE CASE OF XU SHANXIN OF THE SUI DYNASTY—

KISHIMA Fumio

This study is an attempt to present a comprehensive analysis of the variety of scholarly activities pursued by Sui 隋 dynasty literati by focusing on the state councillor Xu Shanxin 許善心. Particular attention is paid to the daily activities of this literatus, rather than to his scholarly activities.

The range of Xu's activities was divided into the following four areas: formulating state rituals; establishing state library collections; compiling homages to the new dynasty, and dealing with personnel matters related to School for the Sons of the State. Viewed from the perspective of Xu's expertise in the Classics, it becomes apparent that this range of activities was closely linked. Moreover, it is clear that Xu's scholarship was not merely a private endeavour, but rather was inextricably tied to the performance of state administration.

This paper concludes that it is, therefore, inappropriate to employ the modern Western academic categories of "religion" and "ideology" in attempting to understand such varied literary activities. Similarly, the wide breadth of such literary activities ought not to be overlooked in a narrow scholarly focus on private writings or pedagogic activities alone.

THE CONTROL SYSTEMS OF TAOIST SECTS DURING THE YUAN DYNASTY

TAKAHASHI Bunji

This article is primarily an analysis of the inscriptions given to Taoist temples by leaders of Taoist sects during the Yuan dynasty. It attempts to interpret the context of these inscriptions and use this material as a basis to